

郵政グループにおけるデータガバナンス 取組状況について

2026年4月14日
日本郵政株式会社 DX戦略部データガバナンス室

グループ・データガバナンスの取組概要

▶ グループ・データガバナンスの取組として、中期経営計画に掲げたグループ各社が保有するお客さまデータの活用に向けて、お客さまの個人情報保護やプライバシー保護等にも配慮したルールを整備。今後、グループ全体での横断的な利活用の推進にあわせて、データガバナンスの継続的なPDCAサイクルを実施。

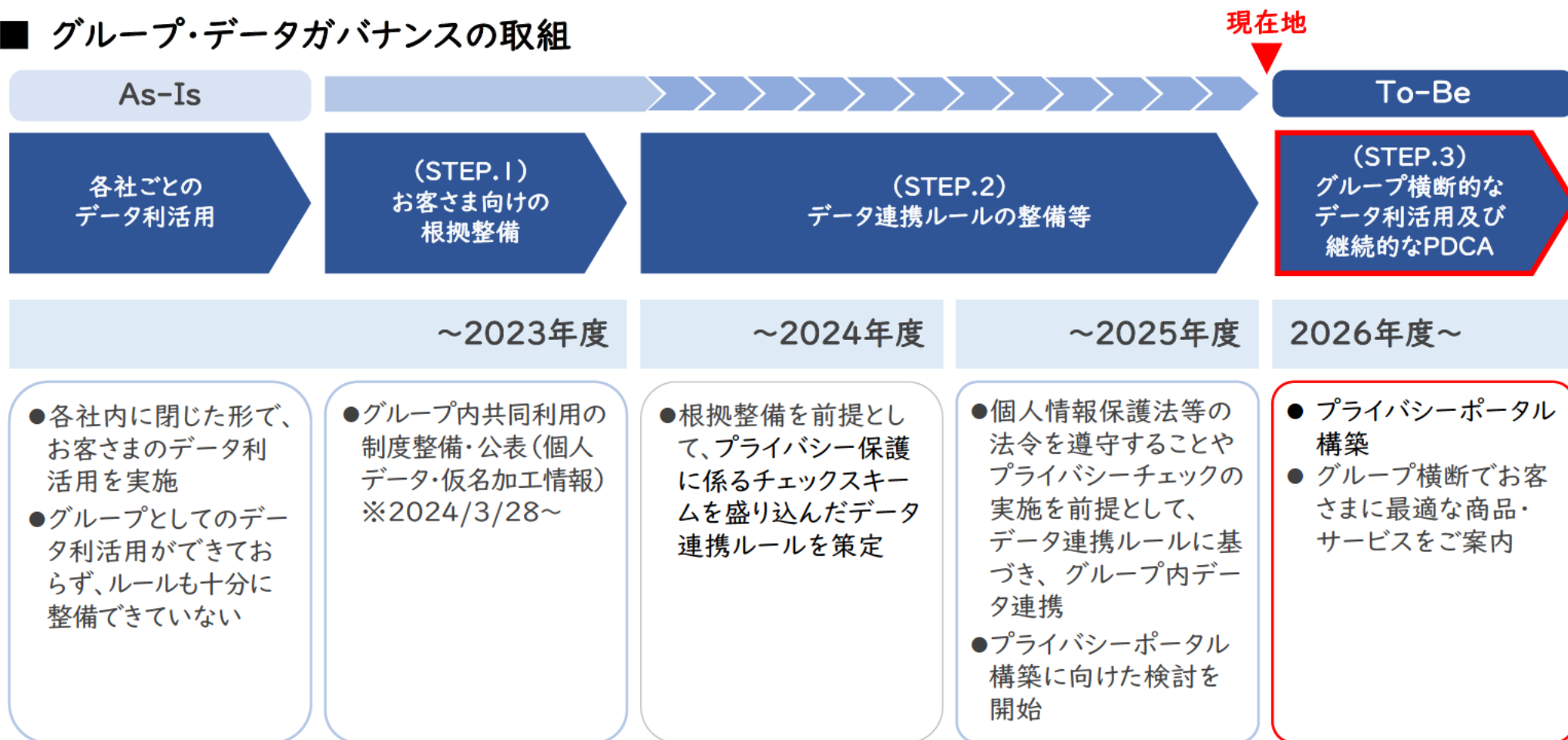
2023年度 お客さま向けの根拠整備(個人情報保護法・銀行法及び保険業法等の観点)

2024年度 データ連携ルールの整備(プライバシー保護・セキュリティ等にも十分に配慮)

2025年度 プライバシーチェックの開始

プライバシーポータル構築に向けた検討を開始

■ グループ・データガバナンスの取組



- グループ運営を適切かつ円滑に行うために事業子会社と締結している「グループ運営ルール覚書」において、個人データの共同利用について事前承認・事前協議事項とすること等を規定

「グループ運営ルール覚書（『個人情報保護』）」の要旨

- ✓ グループ・ガバナンス確保の観点から、グループの個人情報保護に関する基本的な考え方を規定
- ✓ 個人情報のグループ内共同利用について、日本郵政による事前承認・事前協議事項と規定
- ✓ 共同利用する場合はグループとしての統一的かつ具体的な取扱基準を周知徹底することを規定
- ✓ 「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月閣決)を踏まえ、「**個人情報**が**プライバシー**を含む個人の人格と密接に関連を有するもの」であることを基本的な考え方として明記 (2025.3)



グループ内の共同利用における統一的かつ具体的な取扱基準

- ✓ 「個人情報保護法ガイドライン(通則編)」において共同利用を実施する場合にあらかじめ取り決めておくことが望ましいとされている事項を中心に、グループ内共同利用にあたって必要な共通的事項を規定
- ✓ 個別の共同利用施策ごとに取り決める必要がある詳細な事項については、別に共同利用当事者間で定める旨を規定
- ✓ **プライバシーに係るチェックの仕組みを導入し、個人情報保護に対しプライバシー観点から取り組むことを明記 (2025.3)**

「グループ運営ルール覚書」に追記する文言については、「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月2日閣議決定、令和4年4月1日一部変更※)の文言を参考に規定 ※個人情報とプライバシーの関係に言及

政府は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、「個人情報の保護に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定する。

基本方針は、「**行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する**」という法第1条の目的を実現するため、法第7条に基づき、**個人情報の保護に関する施策の推進の基本的な方向及び国が講ずべき措置を定めるとともに、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人、個人情報取扱事業者及び認定個人情報保護団体等が講ずべき措置に関する基本的な事項等を示すものである。**

政府として、官民の幅広い主体による地域や国境を越えた政策、事務及び事業において、**この基本方針に則して、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用の促進のための具体的な実践に取り組むことを要請するものである。**

(略)

(2) 法の基本理念と制度の考え方

法第3条は、**個人情報**が**プライバシーを含む個人の人格と密接な関連を有するものであり、個人が「個人として尊重される」ことを定めた憲法第13条の下、慎重に取り扱われるべきことを示すとともに、個人情報を取り扱う者は、その目的や態様を問わず、このような個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取扱いを図らなければならない**との基本理念を示している。(後略)

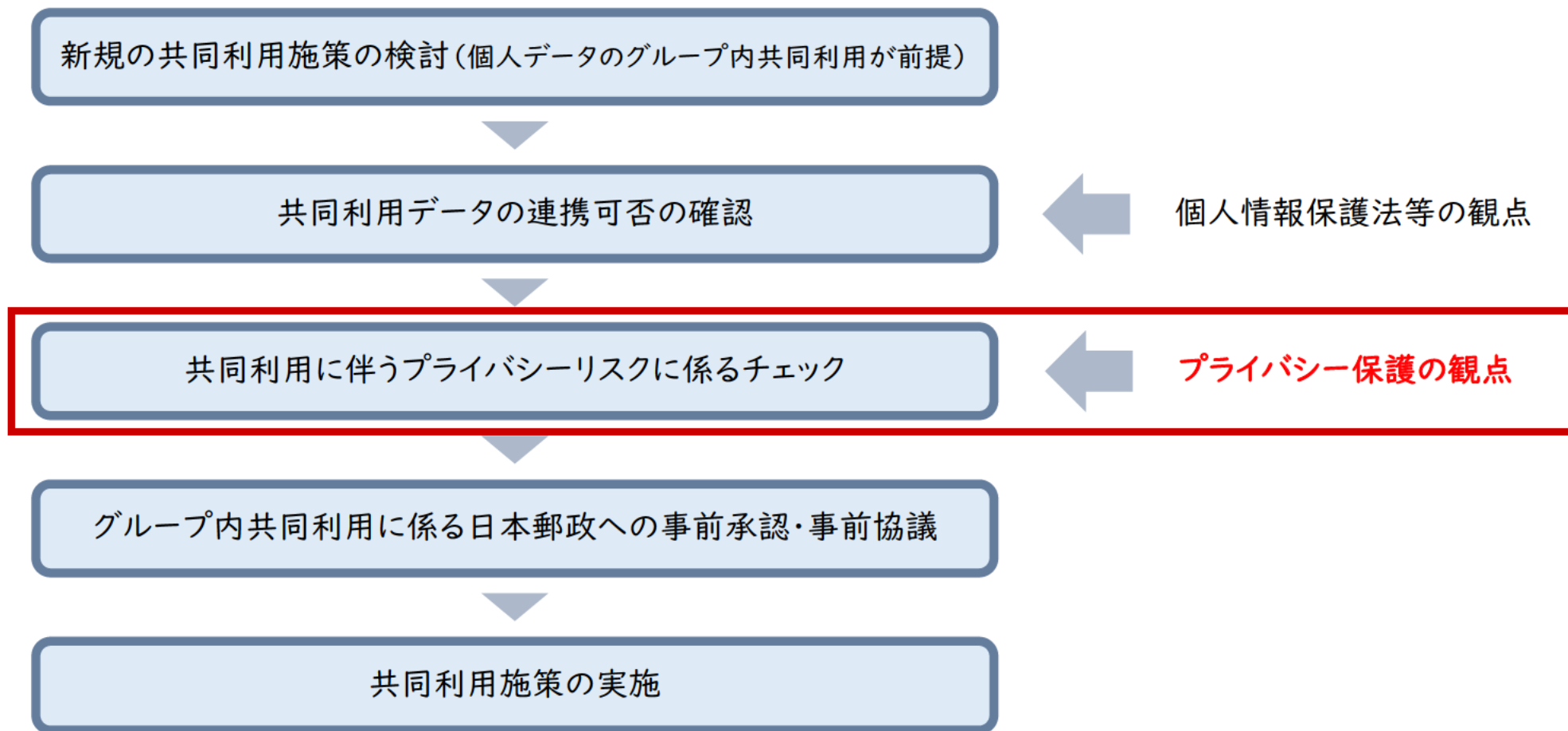
① 個人情報の保護と有用性への配慮

法は、デジタル社会の進展に伴い個人情報等の利用が拡大している中で、**法第3条の基本理念に則し、プライバシーの保護を含めた個人の権利利益を保護することを目的**としている。他方、デジタル技術の活用による個人情報等の多様な利用が、個人のニーズの的確な反映や迅速なサービス等の提供を実現し、政策や事業活動等の面でも、国民生活の面でも欠かせないものとなっていることに配慮しているところである。

個人情報の保護と有用性に関するこの法の考え方は、各主体における実際の個人情報等の取扱いにおいても、十分に踏まえる必要があり、個人情報の保護に関する施策を推進するに当たっては、個人情報の保護と適正かつ効果的な活用のバランスを考慮した取組が求められる。

② 以下(略)

- グループ内の共同利用における統一的かつ具体的な取扱基準に基づき、グループ内での共同利用施策検討時において、お客さまの個人データの取扱いに関してプライバシー保護の観点からの問題がないかチェックを行う仕組みを導入。
(2025年4月1日～)



➤ 「DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブックver1.3」(2023年4月総務省・経済産業省)から抜粋

プライバシー問題の類型		概要
1. データ収集	①監視による収集	継続的なモニタリングにより、個人に対して不安や居心地が悪い感情を与えてないか
	②高圧的・威圧的な質問による収集	個人に圧力をかけて情報を詮索してないか、深く探るような質問で個人が強制を感じ、不安になってないか
2. データ処理	③集約	ある個人の情報の断片を集め、それにより、個人が想像しなかった新しい事実が明らかになることにより、個人の期待を裏切っていないか
	④個人への結び付け	あらゆるデータを個人に結び付けることで、個人にとって害のある情報も結び付けられてしまい、個人に不安、不満を与えてないか
	⑤情報セキュリティ対策の不備	パーソナルデータの適切な保護ができないことによって、個人に対して不利益を被るようなことが起こっていないか
	⑥目的外利用	個人の同意なしに当初の目的とは違うデータ利用を実施し、個人を裏切るような行為になってないか
	⑦本人関与の不備	個人のデータの開示・訂正の権利を与えない等、重要な意思決定に対して個人のコントロールが効かないようになってないか

(参考) プライバシーチェック表作成のベースとなるプライバシー問題の類型

プライバシー問題の類型	概要
3. データ拡散	⑧守秘義務違反 特定の関係における信頼関係により取得した個人のデータを他社に開示するなど、(暴露されたデータの性質にかかわらず)その関係性を破壊していないか。個人へ裏切りの感情を与えてないか
	⑨不適切な第三者提供 個人のデータを第三者へ開示されることで、二次利用先で更なるプライバシー問題が生じていないか
	⑩暴露 生活の諸側面を他者へ暴露することにより、深刻な恥辱を経験し、個人の社会参加能力を妨害することになっていないか。
	⑪アクセス制御の不備 パーソナルデータへの他者のアクセス可能性を増大させ「開示」のリスクを高めていないか。
	⑫力関係を利用した強要行為 パーソナルデータの暴露、他者への開示などを条件にとるなど、強力な権力関係が作り出され、個人が支配され、コントロールされる事態になっていないか。
	⑬未承諾の流用、盗用 他者のアイデンティティやパーソナリティ(例として、名前、肖像等が挙げられるが、これらに限らない)を許可なく誰かの目的のために用いることで、個人が自分自身を社会に対してどのように掲示するのかについてのコントロールを失わせ、自分自身を物語る著作性における個人の自由へ介入することになっていないか。
	⑭情報操作・虚偽情報 個人が他者に知覚され判断される見方を操作し、虚偽や、誤解を招くような情報を示すことで、個人の恥辱やスティグマ、評判上の危害に帰結することはないか。自己アイデンティティと公共的生活に従事する能力に不可欠な、個人の評判や性格を捻じ曲げることになっていないか。それにより、社会的関係の恣意的かつ不相応な歪曲が行われる恐れはないか。
4. 個人への直接的な介入	⑮私的領域への介入 必要以上の個人へのアプローチ(メールや電話等)により、個人の日常の習慣が妨げられ、居心地が悪く不安な感情を引き起こされてないか。
	⑯意思決定への干渉 個人の生活において重要な意思決定に対して AI を用いている場合等において、決定方法が不透明で、個人に萎縮効果が働いてないか。

- 「DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブックver1.3」(2023年4月総務省・経済産業省)において、お客さまからの信頼を獲得するにあたり、消費者とのコミュニケーションを行うことが求められている。
- また上記の実践例として、Webサイト上で企業のプライバシーに関する取組を発信する「プライバシーセンター」を設置することについても記載されている。

■ プライバシーガバナンスの背景と目的

背景

- ・技術の発展により、データ利活用が拡大する中で、プライバシーへの影響も多様化
- ・国内外でプライバシーへの取組に対する目が厳しくなる中、プライバシーへの取組を重要な経営戦略の一環として認識することが必要

目的

- ・Society5.0の実現に向けて、DXを推進する企業等が社会からの信頼を獲得するためのプライバシーガバナンスの構築に向けて、取り組むべきことをまとめた

■ プライバシーガバナンス重要項目

体制の構築

運用ルールの策定と周知

企業内のプライバシーに係る文化の醸成

消費者とのコミュニケーション

その他のステークホルダーとのコミュニケーション

◇ プライバシーガバナンスガイドブックより抜粋

- ・プライバシーガバナンスには、消費者との継続的なコミュニケーションが必要である。
- ・消費者に対するアカウントビリティを果たすよう務めることが、消費者との信頼関係を構築していく上で不可欠である。

◇ 別紙「実践例の整理」より抜粋

- ・パーソナルデータの利活用に関する消費者の意識や不安、求めている情報等を理解し、企業のプライバシーに関する取組を積極的に分かりやすく丁寧に説明する。
- ・プライバシーセンターをWebサイトで公開。

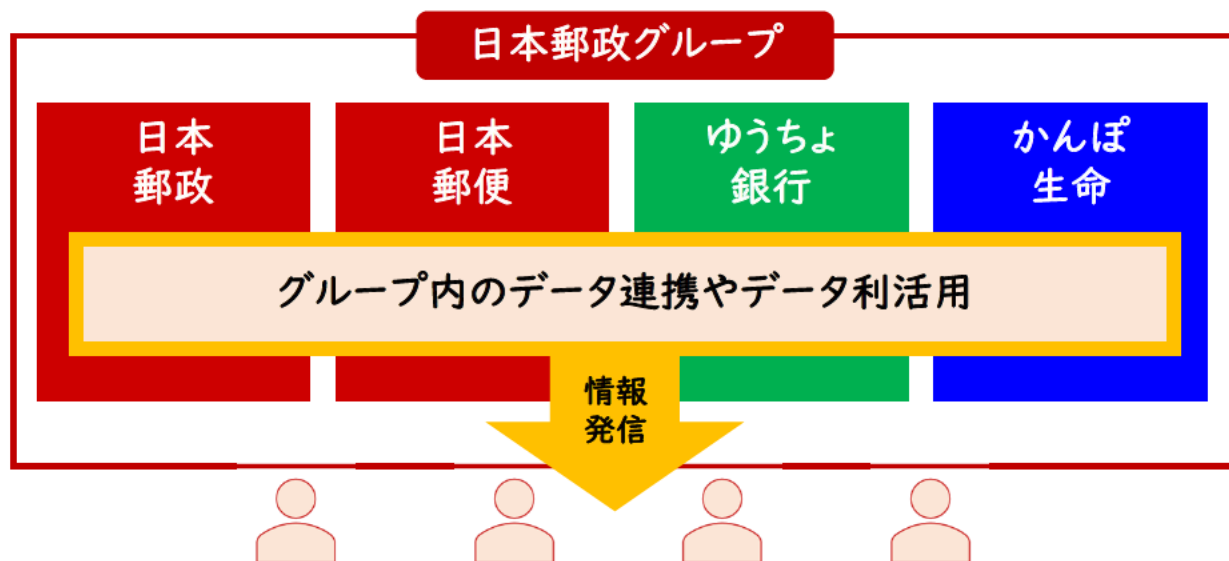
出典：総務省・経済産業省「DX時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.3」「企業のプライバシーガバナンスに関する 実践例の整理」

③ プライバシーポータル概要

- グループ内のデータ連携・データ利活用に対するお客さまの信頼を獲得し、取組をさらに促進。
- お客さまの個人情報保護やプライバシー保護の取組、データ連携・データ利活用の取組例、データ連携への同意などについて、積極的に分かりやすく、丁寧に説明。
- お客さまが安心して同意できるよう、同意の意思表示を求める際には不同意とすることも可能なことを言及。

プライバシーポータル作成方針

- ✓ 「お客さま目線」でのわかりやすさを重視
平易な文章、ビジュアルでインプットの負荷を極力軽減。タイトルやリード文だけで全体内容を簡単に把握できる設計とし、詳細はリンクや折り畳み式(アコーディオン)等に対応
- ✓ グループ内のデータ連携やデータ利活用についての情報発信
グループ内での横断的なデータ連携のユースケースや、個人情報保護・プライバシー保護の取組について掲載
- ✓ ストレスのない動線設計
グループ各社の各チャンネルからポータルへの動線、ポータルからグループ各社の各チャンネルへの動線も整備



【参考】スケジュール
 ・ 4月開発開始
 ・ 9月リリース予定